

令和6年度 第5回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和7年3月17日

ところ：山梨県 J A 会館

次 第

1 開 会

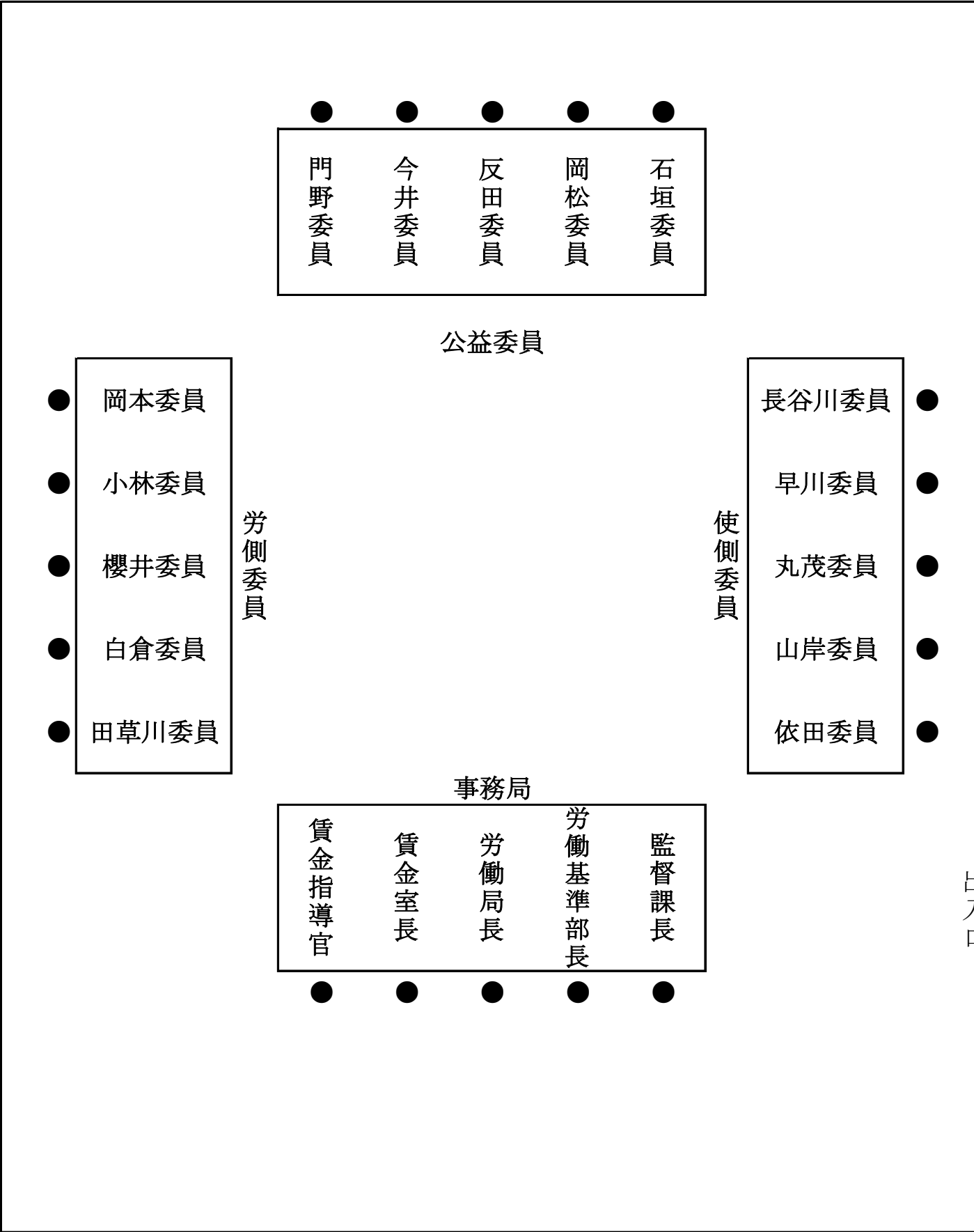
2 議 事

- (1) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (2) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (3) 令和7年度最低賃金改正等の推進について
- (4) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (5) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (6) その他

3 閉 会

第5回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和7年3月17日(月)
午後3時00分～
場所: 山梨県JA会館6階中会議室



山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第 1 回運営小委員会・第 5 回本審議会)

令和 7 年 3 月 17 日

令和6年度 第1回運営小委員会・第5回本審議会（R7.3.17）

配付資料目次

1	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）	1
2	山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）	5
3	令和7年度最低賃金改正等の推進について（案）	9
4	山梨県電気機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明（2025年2月28日付け）写し	13
5	「山梨県自動車・同附属品製造業」における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明（2025年2月28日付け）写し	15
6	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移	17
7	令和6年度山梨地方最低賃金審議会関係開催状況	19
8	令和6年度地域別最低賃金の改定状況（全国）	21
9	電気機械器具等製造業最低賃金改定状況（令和6年度）	23
10	輸送用機械器具等製造業最低賃金改定状況（令和6年度）	25
11	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める要請（2025年3月4日付け）写し	27



令和6年10月29日

山梨地方最低賃金審議会

会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

石垣 千秋

今井 幸一

門野 圭司

労働者代表委員

小 林 賢

小林 正博

三輪 茂樹

使用者代表委員

加藤 修央

佐々木 啓二

山岸 正宜

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,047円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
専 門 部 会	1	6 年 10 月 2 日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	6 年 10 月 11 日	1 改正（金額）審議
	3	6 年 10 月 29 日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	6 年 8 月 21 日	○ 改正決定に係る諮問受理



令和6年11月5日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長 門野 圭司

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一 岡松 恵 門野 圭司

労働者代表委員

櫻井 澄人 千葉 太一 内藤 安

使用者代表委員

海宝 俊幸 松下 清人 依田 訓彦

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,029 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
専 門 部 会	1	6 年 10 月 2 日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	6 年 10 月 29 日	1 改正（金額）審議
	3	6 年 11 月 5 日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	6 年 8 月 21 日	1 改正決定に係る諮問受理

令和7年度 最低賃金改正等の推進について（案）

令和7年3月17日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

- 1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

- 2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

- (1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

- (2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2025年2月28日

山梨労働局

局長 高西 盛登 様

電機連

議

山梨県電気機械器具等製造業等における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2024年度における特定（産業別）最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2025年度につきましても、下記のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行いたく、その意向を表明するものであります。

記

1. 申し出者 電機連合山梨地方協議会 議長 三輪 茂樹
2. 件 名 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の理由 (1) 適正な法定最低賃金を決定することによる未組織
労働者を含む産業全体の賃金・労働条件の改善
(2) 公正競争の確保による産業の健全な発展
(3) 県内における主要産業の一つとしての社会的な
責任の遂行
4. 申し出の時期 2025年7月末日まで



以上

2025年2月28日

山梨労働局

局長 高西 盛登 様

基幹労連山梨県センター

委員長 日野原 頼人

(公印省略)

自動車総連山梨地方協議会

議長 松井 純一

(公印省略)

電機連合山梨地方協議会

議長 三輪 茂樹

(公印省略)

JAM甲信山梨県連絡会

会長 杉原 孝一

(公印省略)

「山梨県自動車・同附属品製造業」における

特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2024年度における特定最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございました。

さて、2025年度につきましても、下記のとおり山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行ないたく、その意向を表明するものであります。

記

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1. 申し出者 | 基幹労連山梨県センター
自動車総連山梨地方協議会
電機連合山梨地方協議会
JAM甲信山梨県連絡会 | 委員長 日野原 頼人
議長 松井 純一
議長 三輪 茂樹
会長 杉原 孝一 |
| 2. 件名 | 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 | |
| 3. 申し出の理由 | 適正な法定最低賃金を設定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金、労働条件の改善 | |
| 4. 申し出の時期 | 2025年7末日まで | |



以上

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

	産 業	年度 項目		平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
		時間 額	金額(円)	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988
1	山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間 額	金額(円)	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988
		引上額(円)	0	0	1	3	4	10	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	50	
		引上率(%)	0.00	0.00	0.15	0.46	0.61	1.53	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33	
2	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 (新設:昭和63年)	時間 額	金額(円)	752	753	754	757	761	770	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997	1,047
		引上額(円)	1	1	1	3	4	9	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	50	
		引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.40	0.53	1.18	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02	
3	自動車・同附属品 製造業 (新設:平成元年)	時間 額	金額(円)	758	759	760	764	768	778	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971	1,029
		引上額(円)	1	1	1	4	4	10	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	58	
		引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.53	0.52	1.30	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	5.97	

※ 2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」であったが、産業分類の変更により平成20年度から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。

令和6年度 山梨地方最低賃金審議会・専門部会等関係開催状況

会議名称等		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
山梨地方最低賃金審議会	【諮問】 ・地賃：7/2 ・必要性：7/30 ・電機：8/21 ・自動車：8/21 【答申】 ・地賃：8/5 ・必要性：8/21 ・電機：10/29 ・自動車：11/5	7月2日 ○山梨県最低賃金の改正決定の諮問 ○山梨県最低賃金専門部会の設置 ○最低賃金審議会の公開・非公開について ○労使からの意見聴取について ○今後の審議日程について ○特定最低賃金検討委員会の委員の選出	7月30日 ○審議日程について ○令和5年度目安について（伝達） ○賃金実態調査結果について ○労使からの意見聴取結果について ○特定最低賃金（電機、自動車）改正決定の必要性有無の諮問 ○今後の審議日程について	8月5日 ○山梨県最低賃金の改正決定の答申	8月21日 ○審議会の意見（県最賃答申）に関する異議申出について（諮問・答申） ○特定最低賃金（電機、自動車）改正決定の必要性有無の答申 ○特定最低賃金（電機、自動車）改正決定の諮問 ○特定最低賃金（電機、自動車）専門部会の設置 ○特定最低賃金専門部会専決の決議	【3月17日開催】 ○特定最低賃金（電機、自動車）専門部会審議経過の報告 ○令和7年度最低賃金改正等の推進について ○特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について
山梨県最低賃金専門部会		7月23日 ○審議日程について ○最低賃金等の状況等について（資料説明） ○労使からの意見聴取結果について ○今後の審議の進め方について	7月30日 ○山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について（資料説明） ○各側の基本的見解	8月1日 ○改正審議	8月2日 ○改正審議（結審）	
特定最低賃金検討委員会		8月9日 ○特定最低賃金（電機、自動車）改正の必要性の審議				
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	10月2日 （合同専門部会） ○部会長、部会長代理選出 ○特定最低賃金改正の審議日程について ○特定最低賃金の状況等について（資料説明） ○各側の基本的見解	10月11日 ○改正審議	10月29日 ○改正審議（結審） ※全会一致 ○特定最低賃金（電機）の改正決定の答申		
	自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会		10月29日 ○改正審議（結審）	11月5日 ○改正審議（結審） ※全会一致 ○特定最低賃金（自動車）の改正決定の答申		
運営小委員会		【3月17日開催】 ○令和7年度最低賃金改正等の推進について				

令和6年度 地域別最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	発効日	最低賃金額	引上げ額	格差 (東京=100)	引上げ率
A	東京	R6.10.1	1,163	50	100.0	4.49%
A	神奈川	R6.10.1	1,162	50	99.9	4.50%
A	大阪	R6.10.1	1,114	50	95.8	4.70%
A	埼玉	R6.10.1	1,078	50	92.7	4.86%
A	愛知	R6.10.1	1,077	50	92.6	4.87%
A	千葉	R6.10.1	1,076	50	92.5	4.87%
B	京都	R6.10.1	1,058	50	91.0	4.96%
B	兵庫	R6.10.1	1,052	51	90.5	5.09%
B	静岡	R6.10.1	1,034	50	88.9	5.08%
B	三重	R6.10.1	1,023	50	88.0	5.14%
B	広島	R6.10.1	1,020	50	87.7	5.15%
B	滋賀	R6.10.1	1,017	50	87.4	5.17%
B	北海道	R6.10.1	1,010	50	86.8	5.21%
B	茨城	R6.10.1	1,005	52	86.4	5.46%
B	栃木	R6.10.1	1,004	50	86.3	5.24%
B	岐阜	R6.10.1	1,001	51	86.1	5.37%
B	富山	R6.10.1	998	50	85.8	5.27%
B	長野	R6.10.1	998	50	85.8	5.27%
B	福岡	R6.10.5	992	51	85.3	5.42%
B	山梨	R6.10.1	988	50	85.0	5.33%
B	奈良	R6.10.1	986	50	84.8	5.34%
B	群馬	R6.10.1	985	50	84.7	5.35%
B	新潟	R6.10.1	985	54	84.7	5.80%
B	石川	R6.10.5	984	51	84.6	5.47%
B	福井	R6.10.5	984	53	84.6	5.69%
B	岡山	R6.10.2	982	50	84.4	5.36%
B	徳島	R6.11.1	980	84	84.3	9.38%
B	和歌山	R6.10.1	980	51	84.3	5.49%
B	山口	R6.10.1	979	51	84.2	5.50%
B	宮城	R6.10.1	973	50	83.7	5.42%
B	香川	R6.10.2	970	52	83.4	5.66%
B	島根	R6.10.12	962	58	82.7	6.42%
C	鳥取	R6.10.5	957	57	82.3	6.33%
B	愛媛	R6.10.13	956	59	82.2	6.58%
C	佐賀	R6.10.17	956	56	82.2	6.22%
B	福島	R6.10.5	955	55	82.1	6.11%
C	山形	R6.10.19	955	55	82.1	6.11%
C	大分	R6.10.5	954	55	82.0	6.12%
C	長崎	R6.10.12	953	55	81.9	6.12%
C	鹿児島	R6.10.5	953	56	81.9	6.24%
C	青森	R6.10.5	953	55	81.9	6.12%
C	熊本	R6.10.5	952	54	81.9	6.01%
C	岩手	R6.10.27	952	59	81.9	6.61%
C	高知	R6.10.9	952	55	81.9	6.13%
C	宮崎	R6.10.5	952	55	81.9	6.13%
C	沖縄	R6.10.9	952	56	81.9	6.25%
C	秋田	R6.10.1	951	54	81.8	6.02%
全国加重平均		-	1,055	-	-	-

令和6年度 電気機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	地域別最低賃金 (R06)				電気機械器具製造業最低賃金 (R06)						
		時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) B	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格 差 (大阪 =100)	引上額 (円) A	引上率 (%)	効力発生日	04-05 の引上 げ額
A	東 京	1,163	100.0	50	4.49	－						
A	神奈川	1,162	99.9	50	4.50	－						
A	大 阪	1,114	95.8	50	4.70	1068	1,127	100.0	59	5.5	R6.12.1	+74
A	埼 玉	1,078	92.7	50	4.86	1055	1,105	98.1	50	4.7	R6.12.1	+42
A	愛 知	1,077	92.6	50	4.87	901	必要性なし					
A	千 葉	1,076	92.5	50	4.87	1055	1,105	98.1	50	4.7	R6.12.25	+42
B	京 都	1,058	91.0	50	4.96	1025	1,074	95.3	49	4.8	R7.1.19	+39
B	兵 庫	1,052	90.5	51	5.09	1002	1,053	93.4	51	5.1	R6.12.1	+41
B	静 岡	1,034	88.9	50	5.08	997	1,042	92.5	45	4.5	R6.12.21	+33
B	三 重	1,023	88.0	50	5.14	987	1,031	91.5	44	4.5	R6.12.21	+35
B	広 島	1,020	87.7	50	5.15	995	1,045	92.7	50	5.0	R6.12.31	+42
B	滋 賀	1,017	87.4	50	5.17	1003	1,050	93.2	47	4.7	R6.12.31	+38
B	北海道	1,010	86.8	50	5.21	997	1,049	93.1	52	5.2	R6.12.1	+42
B	茨 城	1,005	86.4	52	5.46	1002	1,052	93.4	50	5.0	R6.12.31	+41
B	栃 木	1,004	86.3	50	5.24	1008	1,056	93.7	48	4.8	R6.12.31	+37
B	岐 阜	1,001	86.1	51	5.37	965	必要性なし					+36
B	富 山	998	85.8	50	5.27	951	1,002	88.9	51	5.4	R6.12.26	+41
B	長 野	998	85.8	50	5.27	983	1,032	91.6	49	5.0	R7.1.1	+38
B	福 岡	992	85.3	51	5.42	1019	1,071	95.0	52	5.1	R6.12.10	+42
B	山 梨	988	85.0	50	5.33	997	1,047	92.9	50	5.0	R6.12.27	+38
B	奈 良	986	84.8	50	5.34	891	必要性なし					
B	群 馬	985	84.7	50	5.35	1006	1,056	93.7	50	5.0	R6.12.28	+41
B	新 潟	985	84.7	54	5.80	1005	必要性なし					+40
B	石 川	984	84.6	51	5.47	963	1,008	89.4	45	4.7	R6.12.31	+40
B	福 井	984	84.6	53	5.69	857	必要性なし					
B	岡 山	982	84.4	50	5.36	974	1,025	91.0	51	5.2	R6.12.25	+42
B	徳 島	980	84.3	84	9.38	983	1,038	92.1	55	5.6	R6.12.21	+41
B	和歌山	980	84.3	51	5.49	－	－					－
B	山 口	979	84.2	51	5.50	986	1,032	91.6	46	4.7	R6.12.15	+38
B	宮 城	973	83.7	50	5.42	959	1,012	89.8	53	5.5	R6.12.15	+40
B	香 川	970	83.4	52	5.66	982	1,030	91.4	48	4.9	R6.12.15	+40
B	島 根	962	82.7	58	6.42	929	987	87.6	58	6.2	R6.12.27	+47
C	鳥 取	957	82.3	57	6.33	906	963	85.5	57	6.3	R6.12.19	+47
B	愛 媛	956	82.2	59	6.58	987	1,038	92.1	51	5.2	R6.12.25	+40
C	佐 賀	956	82.2	56	6.22	943	996	88.4	53	5.6	R6.12.19	+43
B	福 島	955	82.1	55	6.11	880	必要性なし					
C	山 形	955	82.1	55	6.11	945	996	88.4	51	5.4	R6.12.25	+42
C	大 分	954	82.0	55	6.12	941	996	88.4	55	5.8	R6.12.25	+45
C	長 崎	953	81.9	55	6.12	864	必要性なし					
C	鹿児島	953	81.9	56	6.24	842	必要性なし					
C	青 森	953	81.9	55	6.12	927	968	85.9	41	4.4	R6.12.21	+39
C	熊 本	952	81.9	54	6.01	940	996	88.4	56	6.0	R6.12.15	+44
C	岩 手	952	81.9	59	6.61	917	975	86.5	58	6.3	R7.1.22	+40
C	高 知	952	81.9	55	6.13	793	必要性なし					
C	宮 崎	952	81.9	55	6.13	831	必要性なし					
C	沖 縄	952	81.9	56	6.25	－	－					－
C	秋 田	951	81.8	54	6.02	930	958	85.0	28	3.0	R6.12.25	+39

令和6年度 輸送用機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	自動車	都道府県	地域別最低賃金(R06)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R06)						
			時間額 (円)	格 差 (東京 =100)	引上額 (円) (B)	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格 差 (兵庫 =100)	引上額 (円) (A)	引上率 (%)	効力発生日	04-05 の引上 げ額
A		東 京	1,163	100.0	50	4.49	—	—	—	—	—		—
A		神奈川	1,162	99.9	50	4.50	—	—	—	—	—		—
A	自	大 阪	1,114	95.8	50	4.70	1,068	1,119	99.4	51	4.8	R6.12.1	+70
A		埼 玉	1,078	92.7	50	4.86	1,055	1,102	97.9	47	4.5	R6.12.1	+42
A		愛 知	1,077	92.6	50	4.87	1,028	1,081	96.0	53	5.2	R6.12.16	+31
A		千 葉	1,076	92.5	50	4.87	—	—	—	—	—		—
B		京 都	1,058	91.0	50	4.96	1,028	1,076	95.6	48	4.7	R7.1.19	+35
B		兵 庫	1,052	90.5	51	5.09	1,075	1,126	100.0	51	4.7	R6.12.1	+41
B		静 岡	1,034	88.9	50	5.08	1,028	1,073	95.3	45	4.4	R6.12.21	+33
B		三 重	1,023	88.0	50	5.14	1,022	1,047	93.0	25	2.5	R6.12.21	+35
B	自	広 島	1,020	87.7	50	5.15	998	1,048	93.1	50	5.0	R6.12.31	+34
B		滋 賀	1,017	87.5	50	5.17	1,016	1,062	94.3	46	4.5	R6.12.31	+35
B		北海道	1,010	86.8	50	5.21	990	1,040	92.4	50	5.1	R6.12.1	+42
B		茨 城	1,005	86.4	52	5.46	—	—	—	—	—		—
B	自	栃 木	1,004	86.3	50	5.24	1,016	1,064	94.5	48	4.7	R6.12.31	+38
B	自	岐 阜	1,001	86.1	51	5.37	1,005	1,057	93.9	52	5.2	R6.12.21	+33
B		富 山	998	85.8	50	5.27	995	1,035	91.9	40	4.0	R6.12.27	+35
B		長 野	998	85.8	50	5.27	994	1,043	92.6	49	4.9	R6.12.12	+38
B		福 岡	992	85.3	51	5.42	1,029	1,081	96.0	52	5.1	R6.12.10	+42
B	自	山 梨	988	85.0	50	5.33	971	1,029	91.4	58	6.0	R7.1.3	+10
B		奈 良	986	84.8	50	5.34	—	—	—	—	—		—
B		群 馬	985	84.7	50	5.35	1,006	1,056	93.8	50	5.0	R6.12.28	+41
B		新 潟	985	84.7	54	5.80	—	—	—	—	—		—
B		石 川	984	84.6	51	5.47	1,000	1,040	92.4	40	4.0	R6.12.31	+29
B		福 井	984	84.6	53	5.69	—	—	—	—	—		—
B	自	岡 山	982	84.4	50	5.36	991	1,039	92.3	48	4.8	R6.12.29	+35
B		徳 島	980	84.3	84	9.38	—	—	—	—	—		—
B		和歌山	980	84.3	51	5.49	—	—	—	—	—		—
B		山 口	979	84.2	51	5.50	1,036	1,088	96.6	52	5.0	R6.12.15	+51
B		宮 城	973	83.7	50	5.42	—	—	—	—	—		—
B		香 川	970	83.4	52	5.66	1,041	1,093	97.1	52	5.0	R7.1.8	+38
B	自	島 根	962	82.7	58	6.42	970	1,028	91.3	58	6.0		+19
C		鳥 取	957	82.3	57	6.33	—	—	—	—	—		—
C		佐 賀	956	82.2	56	6.22	—	—	—	—	—		—
B		愛 媛	956	82.2	59	6.58	1,015	1,070	95.0	55	5.4	R6.12.25	+30
C	自	山 形	955	82.1	55	6.11	961	1,012	89.9	51	5.3	R6.12.25	+42
B		福 島	955	82.1	55	6.11	954	1,005	89.3	51	5.4	R6.12.21	+38
C		大 分	954	82.0	55	6.12	951	997	88.5	46	4.8	R6.12.25	+38
C		長 崎	953	81.9	55	6.12	875	必要性なし					
C		鹿児島	953	81.9	56	6.24	—	—	—	—	—		—
C		青 森	953	81.9	55	6.12	—	—	—	—	—		—
C		熊 本	952	81.9	54	6.01	965	1,019	90.5	54	5.6	R6.12.15	+34
C		岩 手	952	81.9	59	6.61	—	—	—	—	—		—
C		高 知	952	81.9	55	6.13	—	—	—	—	—		—
C		宮 崎	952	81.9	55	6.13	—	—	—	—	—		—
C		沖 縄	952	81.9	56	6.25	—	—	—	—	—		—
C	自	秋 田	951	81.8	54	6.02	961	1,020	90.6	59	6.1	R6.12.25	+23

山梨労働局

局長 高西 盛登 様

山梨地方最低賃金審議会

会長 反田 一富 様

山梨県労働組合総

議長 上 間 正

甲府市徳行4-3

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める要請

貴職におかれましては、最低賃金の引き上げで、県内労働者の暮らし改善のために日々ご尽力いただいていることに感謝を申し上げるとともに敬意を表します。

食品など生活必需品の値上がりが続き、山梨県民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、24春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。2024年の改定によって、加重平均は1,055円（前年比+51円、+5.1%）となったものの、生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。オーストラリア 2,395 円、イギリス 2,214 円など、すでに 2000 円台に到達した世界水準にはまったく届かないものです。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを強く要望します。2025年の最低賃金改定にあたり以下の項目につきまして、貴職のご尽力及び上部機関への働きかけをお願いします。

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正するよう、上部機関に働きかけること。
2. 労働者の生活を支えるため、山梨県の最低賃金を「時間額1500円以上」に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化するよう上部機関に働きかけること。
4. 審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること。
5. 山梨地方最低賃金審議会において、要望のある組織から意見陳述の機会を認めること。

以上